

※ 下線部変更

平成27年度 独立行政法人国民生活センター教育研修事業

平成27年11月2日現在
独立行政法人国民生活センター

1. 消費者行政職員研修 (12コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間	開催場所
管理職講座	3	72	地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長およびこれに準ずる管理職	管理職として消費者行政の推進に必要な知識の習得に資する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。 ①～③とも同趣旨で実施する。	①5月20日(水)～21日(木) ②6月9日(火)～10日(水) ③10月20日(火)～21日(水)	いずれも 2日間 相模原事務所 研修施設
職員講座(基礎編)	3	72	地方公共団体の消費者行政担当職員(消費者庁職員も入講予定)	消費者行政の推進に必要な基礎的・実務的知識の習得に資する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。 ①～③とも同趣旨で実施する。	①5月27日(水)～29日(金) ②6月22日(月)～24日(水) ③7月22日(水)～24日(金)	いずれも 3日間 相模原事務所 研修施設
職員講座(連携編)【新設】	2	72	地方公共団体の消費者行政担当職員及び関連する福祉部局・教育部局等の職員	消費者行政の推進に必要な基礎的・実務的知識および庁内や各主体との連携の重要性を習得する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。①～②とも同趣旨で実施する。	①平成28年1月13日(水)～14日(木) ②平成28年2月1日(月)～2日(火)	いずれも 2日間 相模原事務所 研修施設
職員講座(実務編)	4	72	地方公共団体の消費者行政担当職員	消費者教育・啓発業務および相談実務を担当する消費者行政職員に対して、必要となる実務知識の習得に資する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。 以下のとおり、点線内は同趣旨で実施する。		
消費者教育・啓発担当者コース (2コース)				【内訳】 消費者教育・啓発担当者コース①	7月27日(月)～29日(水)	いずれも 3日間 相模原事務所 研修施設
				消費者教育・啓発担当者コース②	12月2日(水)～4日(金)	
相談実務担当者コース (2コース)				相談実務担当者コース①	8月26日(水)～28日(金)	
				相談実務担当者コース②	11月9日(月)～11日(水)	

2. 消費生活相談員研修 (61コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間		開催場所
消費生活相談員基礎講座	2	72	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な基礎知識および技法の習得に資する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。①、②とも同趣旨で実施する。	①6月2日(火)～5日(金) ②7月7日(火)～7月10日(金)	いずれも 4日間	相模原事務所 研修施設
専門・事例講座	25	72	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識および技法の習得・向上に資する。有識者等の講義および受講者相互の意見交換により行う。以下のテーマで、点線内は同趣旨で実施する。		いずれも 3日間	相模原事務所 研修施設
				【テーマ】 契約トラブル①	5月25日(月)～27日(水)		
				契約トラブル②	6月17日(水)～19日(金)		
				契約トラブル③	6月24日(水)～26日(金)		
				契約トラブル④	12月16日(水)～18日(金)		
				契約トラブル⑤	平成28年3月7日(月)～9日(水)		
				多重債務相談への対応①	7月13日(月)～15日(水)		
				多重債務相談への対応②	8月5日(水)～7日(金)		
				インターネット・スマートフォンの消費者トラブル①	8月24日(月)～26日(水)		
				インターネット・スマートフォンの消費者トラブル②	8月31日(月)～9月2日(水)		
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル③	9月7日(月)～9日(水)						
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル④	9月14日(月)～16日(水)						
製品の安全性と表示①	9月16日(水)～18日(金)						
製品の安全性と表示②	10月5日(月)～7日(水)						
製品の安全性と表示③	10月14日(水)～16日(金)						
対応困難者の相談対応関連①	10月21日(水)～23日(金)						
対応困難者の相談対応関連②	11月4日(水)～6日(金)						
対応困難者の相談対応関連③	11月16日(月)～18日(水)						
対応困難者の相談対応関連④	11月25日(水)～27日(金)						
金融・保険をめぐる消費者トラブル①	11月30日(月)～12月2日(水)						
金融・保険をめぐる消費者トラブル②	12月9日(水)～11日(金)						
金融・保険をめぐる消費者トラブル③	平成28年1月18日(月)～20日(水)						
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル⑤	平成28年2月8日(月)～10日(水)						
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル⑥	平成28年2月24日(水)～26日(金)						
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル⑦	平成28年3月2日(水)～4日(金)						
インターネット・スマートフォンの消費者トラブル⑧	平成28年3月9日(水)～11日(金)						
専門・事例講座(1泊2日コース)【新設】	3	72		土地・住宅関連トラブル(1泊2日コース)① 土地・住宅関連トラブル(1泊2日コース)② キャッシュレス決済・マイナンバー制度(1泊2日コース)	11月11日(水)～12日(木) 平成28年2月2日(火)～3日(水) 平成28年1月12日(火)～13日(水)	いずれも 2日間	
消費生活相談特別講座【新設】	2	72	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費者契約トラブル 基礎から学ぶ関連法規① 消費者契約トラブル 基礎から学ぶ関連法規②	①12月14日(月)～16日(水) ②平成28年1月27日(水)～29日(金)	いずれも 3日間	

専門講座 地域コース (地方公共団体と共催)	10	100	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識および技法の習得・向上に資する。上記専門・事例講座に準じたテーマで実施する。			
				【テーマ】 ① インターネット・スマートフォンの消費者トラブル ② 契約トラブル ③ 金融・保険をめぐる消費者トラブル ④ 対応困難者の相談対応関連 ⑤ 契約トラブル ⑥ 決済手段をめぐる消費者トラブル ⑦ 契約トラブル ⑧ インターネット・スマートフォンの消費者トラブル ⑨ 対応困難者の相談対応関連 ⑩ 製品の安全性と表示	①7月9日(木)～10日(金) ②7月30日(木)～31日(金) ③8月27日(木)～28日(金) ④9月10日(木)～11日(金) ⑤10月15日(木)～16日(金) ⑥11月5日(木)～6日(金) ⑦11月19日(木)～20日(金) ⑧12月17日(木)～18日(金) ⑨平成28年1月21日(木)～22日(金) ⑩平成28年2月4日(木)～5日(金)	いずれも 2日間	秋田県 長崎県 大阪府 滋賀県 石川県 北海道・札幌市 茨城県 山口県 岡山県 神奈川県
消費生活相談カード作成セミナー	6	72	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費生活相談情報の充実を図るため、消費生活相談カードの作成について講義および演習により行う。	①7月1日(水)～3日(金) ②7月15日(水)～17日(金) ③7月29日(水)～31日(金) ④平成28年2月3日(水)～5日(金) ⑤平成28年2月17日(水)～19日(金) ⑥平成28年2月29日(月)～3月2日(水)	いずれも 3日間	相模原事務所 研修施設
相談関連業務支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)	13	40	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	都道府県・政令指定都市が主催する消費生活相談業務に関連する講座に有識者等を派遣し、消費生活相談員の学習の機会の支援を行うとともに、その充実を図る。	地方公共団体と協議の上決定	1日間	地方公共団体と 協議の上決定

3. 消費者教育推進のための研修(13コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間		開催場所
消費者教育に携わる 講師養成講座 -未経験者・初心者コース-	3	72	地方公共団体の消費者行政職員および消費生活相談員(未経験者・初心者)	地域において消費者講座の講師となる消費者行政職員および消費生活相談員(未経験者・初心者)に対して、必要となる基礎知識・技法の習得を図るとともに、演習などを通じて実践的手法を学ぶ。 ①～③とも同趣旨で実施する。	①5月13日(水)～15日(金) ②9月9日(水)～11日(金) ③10月7日(水)～9日(金)	いずれも 3日間	相模原事務所 研修施設
消費者教育に携わる 講師養成講座 -対象者別スキルアップコース- 高齢者等対象コース(3コース) 小中学生等対象(3コース)	6	72	地方公共団体の消費者行政職員および消費生活相談員	地域において消費者講座の講師となる消費者行政職員および消費生活相談員に対して、高齢者・民生委員・福祉関係者など講座の受講対象者別に必要となる知識の習得や技法の向上を図る。 以下のとおり、点線内は同趣旨で実施する。 【内訳】 高齢者・民生委員・福祉関係者等対象① 高齢者・民生委員・福祉関係者等対象② 高齢者・民生委員・福祉関係者等対象③ 小中高生等対象① 小中高生等対象② 小中高生等対象③	6月29日(月)～7月1日(水) 10月28日(水)～30日(金) 平成28年1月20日(水)～22日(金) 8月3日(月)～5日(水) 11月18日(水)～20日(金) 平成28年2月15日(月)～17日(水)	いずれも 3日間	相模原事務所 研修施設
消費者教育学生セミナー [共催: 日本消費者教育学会]	1	72	消費者教育を志す大学生・大学院生	消費者教育に関する研究の推進を支援するとともに大学間の交流を通じて消費者教育の理解を深める。	9月3日(木)～4日(金)	2日間	相模原事務所 研修施設
教員を対象にした 消費者教育講座	1	72	小・中・高等学校の教員	小・中・高等学校の消費者教育の充実を図るため、消費者教育の実践的な知識を習得する。	8月18日(火)～19日(水)	2日間	相模原事務所 研修施設
見守りのための 消費者教育講座【新設】	2	72	地域の高齢者・障がい者への見守り活動を行う中で消費者教育を志す方(福祉関係者、民生委員、教育関係者、消費者団体・NPO、消費者行政職員、消費生活相談員)	地域で消費者教育を推進するために必要な基礎的・実務的知識を習得する。有識者や行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。 ①～②とも同趣旨で実施する。	①11月24日(火)～25日(水) ②平成28年1月14日(木)～15日(金)	いずれも 2日間	相模原事務所 研修施設

4. 消費者リーダー研修 (1コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間	開催場所
全国消費者フォーラム	1	600	消費者団体・グループ、NPO法人、一般消費者、消費者行政職員、消費生活相談員、学生	当面する消費者問題の現状と方向および消費者活動について、学習および報告、意見交換を行う場を提供する。	平成28年2月23日(火) 1日間	東京都内

5. 企業職員研修 (12コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間	開催場所
コンプライアンスセミナー【新設】	10	72	企業の消費者関連部門を担当する管理職および一般職	消費者庁が所管する法令の最新情報を提供することにより、企業消費者窓口関連業務に必要な知識を習得するとともに企業の消費者志向の向上に資する。行政官等の講義および受講者相互の意見交換により行う。	①6月8日(月)～9日(火) ②6月15日(月)～16日(火) ③6月16日(火)～17日(水) ④7月21日(火)～22日(水) ⑤9月24日(木)～25日(金) ⑥10月26日(月)～27日(火) ⑦12月7日(月)～8日(火) ⑧平成28年1月25日(月)～26日(火) ⑨平成28年2月22日(月)～23日(火) ⑩平成28年3月14日(月)～15日(火)	いずれも2日間 相模原事務所 研修施設
15 コンプライアンスセミナー 地域コース【新設】	2	72			①平成28年2月19日(金) ②平成28年3月18日(金)	いずれも1日間 大阪府大阪市内 愛知県名古屋市内

6. D-ラーニング(遠隔研修) (9コース)

講座名	コース数	予定人員	対象	趣旨および研修概要	実施時期・期間	開催場所
D-ラーニング(遠隔研修) オンデマンド配信コース	9	600* *配信希望自治体数	地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員および消費生活相談員	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要なトピック的知識の習得に資する。上記研修コースの一部を収録するなど、研修コンテンツを作成・編集し、希望する消費生活センター等に一定期間配信することにより、オンデマンドでの受講を可能とする。 ※D-ラーニングとはdistance learning(遠隔研修)の略。	平成28年3月まで配信	地方配信

*本計画は変更することがあります。また、各講座ごとに、別途実施要領をお送りします。